

第三級陸上特殊無線技士試験問題

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答欄に正しく記入（マーク）すること。

法規 12問 } 24問 1時間
無線工学 12問

法 規

〔1〕 無線局の無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務省令で定める場合を除き、どのような手続をとった後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならないか。次のうちから選べ。

- 1 当該工事の結果が許可の内容に適合している旨を総務大臣に届け出た後
- 2 運用開始の予定期日を総務大臣に届け出た後
- 3 総務大臣の検査を受け、当該工事の結果が許可の内容に適合していると認められた後
- 4 工事が完了した後、その運用について総務大臣の許可を受けた後

〔2〕 「無線局」の定義として、正しいものはどれか。次のうちから選べ。

- 1 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- 2 免許人及び無線設備を管理する者の総体をいう。
- 3 無線設備及び無線設備の操作の監督を行う者の総体をいう。
- 4 無線設備及び無線従事者の総体をいう。ただし、発射する電波が著しく微弱で総務省令で定めるものを含まない。

〔3〕 電波法に規定する電波の質に該当するものはどれか。次のうちから選べ。

- 1 信号対雑音比
- 2 電波の型式
- 3 周波数の偏差及び幅
- 4 変調度

〔4〕 無線従事者は、免許証を失ったためにその再交付を受けた後、失った免許証を発見したときは、発見した日から何日以内にその免許証を総務大臣に返納しなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 10日
- 2 7日
- 3 30日
- 4 14日

〔5〕 第三級陸上特殊無線技士の資格を有する者が、陸上の無線局の空中線電力100ワット以下の無線設備（レーダー及び人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局の多重無線設備を除く。）の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作を行うことができる周波数の電波はどれか。次のうちから選べ。

- 1 960MHzから1,215MHzまで
- 2 1,215MHz以上
- 3 4,000kHzから25,010kHzまで
- 4 25,010kHzから960MHzまで

〔6〕 総務大臣が無線従事者の免許を与えないことができる者は、無線従事者の免許を取り消され、取消の日からどれほどの期間を経過しないものか。次のうちから選べ。

- 1 6箇月
- 2 1年
- 3 2年
- 4 1年6箇月

第三級陸上特殊無線技士試験問題

法 規

〔7〕 次の記述は、擬似空中線回路の使用について述べたものである。電波法の規定に照らし、 内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

無線局は、無線設備の機器の 又は調整を行うために運用するときには、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。

- 1 開発
- 2 試験
- 3 調査
- 4 研究

〔8〕 総務大臣が無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができるのはどの場合か。次のうちから選べ。

- 1 無線局の発射する電波が重要無線通信に妨害を与えていると認めるとき。
- 2 無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
- 3 無線局の免許人が免許状に記載された空中線電力の範囲を超えて運用していると認めるとき。
- 4 無線局の免許人が免許状に記載された周波数以外の周波数を使用して運用していると認めるとき。

〔9〕 無線局の免許人が電波法又は電波法に基づく命令に違反したときに総務大臣が行うことができる処分はどれか。次のうちから選べ。

- 1 無線局の運用の停止
- 2 電波の型式の制限
- 3 通信の相手方又は通信事項の制限
- 4 再免許の拒否

〔10〕 無線局の免許人は、非常通信を行ったときは、どうしなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 地方防災会議会長に報告する。
- 2 非常災害対策本部長に届け出る。
- 3 その通信の記録を作成し、1年間これを保存する。
- 4 総務省令で定める手続により、総務大臣に報告する。

〔11〕 無線局の免許状を1箇月以内に総務大臣に返納しなければならないのはどの場合か。次のうちから選べ。

- 1 無線局の運用の停止を命じられたとき。
- 2 無線局の運用を休止したとき。
- 3 免許状を破損し、又は汚したとき。
- 4 無線局の免許がその効力を失ったとき。

〔12〕 無線局の免許人は、主任無線従事者を選任し、又は解任したときは、どうしなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出る。
- 2 2週間以内にその旨を総務大臣に届け出る。
- 3 1箇月以内にその旨を総務大臣に報告する。
- 4 速やかに総務大臣の承認を受ける。